「生徒証明書」（IDカード）の取扱について

１．生徒証明書は，他人に貸与，又は譲渡することができない。
２．生徒証明書は，教職員及び鉄道係員などの請求があれば，いつでもこれを呈示しなければならない。
３．生徒証明書を紛失したときは，直ちに生活指導部に届け出なければならない。
４．生徒証明書は，新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは，直ちに生活指導部に返さなければならない。

「学割証」の発行について

１．制度の趣旨

学割証は，割当枚数の範囲内で，修学上の経済的負担を軽減し，学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではない。

２．使用目的の範囲

使用目的の範囲は，制度の趣旨に鑑み，学割証の発行は，原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限る。

(1) 休暇，所用による帰省
(2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
(3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
(4) 就職又は進学のための受験等
(5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
(6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
(7) 保護者の旅行への随行

３．発行手続き

学割証の発行には保護者の押印が必要である。所定の用紙（事務室で配布）を記入の上，学級担任に提出すること。申請日の翌日の発行を原則とするので余裕をもって申し込むこと。

心身の健康

高校生という時期は，身体的にも精神的にも子供から大人への「橋渡しの時期」として，生涯の中でも重要な意味をもつ３年間である。健康で明るく，伸びやかな高校生活を送ることが大切である。本校では，健康な生活を送るために，自分の身体は自分で管理し，保持，増進する事に重点をおき，保健指導を行っている。

(1)　健康診断の実施と事後処置について

自分の健康状態や発達・発育の状況を知り，病気や異常の早期発見のため入学後に，身体測定，心電図，胸部レントゲン，尿検査，歯科検診，内科検診を実施する。精密検査・治療を要する場合は，受診通知をするので，専門医を受診して指導を受ける。なお，受診結果を学級担任まで報告する。

(2)　学校感染症について

学校において予防すべき感染症は，法律により次のとおりとなっている。それらの病気にかかった場合は学級担任に連絡の上，医師の診断書を提出する。

第１種…エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群，中東呼吸器症候群，及び鳥インフルエンザ

第２種…インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く），百日咳，麻しん，流行性耳下腺炎，風しん，水痘，咽頭結膜炎，結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第３種…コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症

(3)　独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

学校管理下で災害にあった場合は，医療費や見舞金の給付を保護者の方に対して行う制度である。

学校教育活動中に怪我等があった場合は，学級担任・部顧問・養護教諭に申し出ること。

(4)　保健室の利用について

保健室は，学級担任に連絡して利用すること。ただし，救急の場合はこの限りではない。保健室での応急処置は，学校管理下で発生した怪我，病気に対してのみ行うものであり，すでに家庭で発生した怪我等については，家庭にて手当をすること。また，保健室では，あくまで応急処置の範囲であるため，帰宅後に必要に応じて治療を受けること。なお，内服薬は一切与えない。必要があれば自分に合った薬を持参すること。

(5)　救急時の対応について

学校内で発生した事故は，生徒のみで処理しないで，出来るだけ早急に養護教諭，学級担任，本校職員に連絡をとり，指示を受ける。状況により病院等を受診できるようにする。保護者の迎えが必要な場合は，学校から連絡をする。

(6)　教育相談について

学校内でスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施している。皆さんの悩みについて気軽に相談することができるので，学級担任に申し出ること。

校　時　表

本校では，特に連絡がない限り，下記の校時表で授業が行われる。

この校時表に当てはまらない場合として，行事にともなう短縮授業などがある。これらについては，随時連絡する。

（平常）

朝学習・SHR	8：35～ 8：50
1　校　時	9：00～ 9：45
2　校　時	9：55～10：40
3　校　時	10：50～11：35
4　校　時	11：45～12：30
昼　休　み	12：30～13：05
5　校　時	13：10～13：55
6　校　時	14：05～14：50
7　校　時	15：00～15：45
SHR・清掃活動	15：45～

（定期考査）

S　H　R	8：35～ 8：50
1　校　時	9：00～ 9：45
2　校　時	10：00～10：45
3　校　時	11：00～11：45
4　校　時	12：00～12：45

特に指示がない限り，午前 8 時 35 分までに余裕をもって登校すること。

登校後は教室内で，朝学習の準備を確保すること。

欠席や遅刻する場合は，必ず保護者の方から Classi や電話で連絡してもらうこと。

第１学年直通　077－522－3491

第２学年直通　077－522－3495

第３学年直通　077－522－3499

代表(事務室）　0570－052－230

出欠席に関する規程

1　出欠席の点検は,ホームルームおよび授業の担当者が最初に必ず行う。
2　出欠席の点検が完了した後に出席した者は遅刻とする。
　ホームルームおよび授業の終了前に退席した者は早退とする。
　授業１時間を欠席した者は欠課１時間とする。

3　忌引きは下記の通りとし,出席すべき日数から除外する。
（１）父　　母　　７日以内
（２）祖 父 母　　３日以内
（３）兄弟姉妹　　３日以内
（４）曾祖父母　　２日以内
（５）伯叔父母　　１日

4　学校保健安全法による出席停止を命じられた者は,その間の日数は出席すべき日数から除外する。

5　下記の理由により授業を欠いたときは出席として扱う（公欠）
（１）学級担任の許可を得て進学・就職等の受験をする場合。
（２）交通機関の障害等による場合。ただし，この場合は延着証明またはその他の適当な方法で事実を確認したときに限る。
（３）高体連その他の行事に授業を欠いて参加することを校長が許可した場合。
（４）授業中やむを得ない緊急な用件のため関係職員から召還された場合。
（５）急病生徒等の付き添い看護を関係職員から命じられた場合。
（６）葬儀等に関係職員に命じられて参列する場合。
（７）その他校長が必要と認めて許可した場合。

6　忌引き･出席停止等が発生した場合は,必要書類とともに届けを学級担任に提出しなければならない。
　公欠扱いにする場合は,関係者が事前に公欠を学級担任に連絡しなければならない。

気象警報などの対応について（臨時休校・臨時自宅学習）

１．気象関係 気象庁が発令する気象警報（台風情報など）と，特別警報（各種）についての対応は，次の通りとする。

（１）午前７時現在，「暴風警報」または「特別警報（各種）」が発令されている場合，「自宅待機」とする。

（２）午前７時～午前 10 時の間に，発令されていた「暴風警報」または「特別警報（各種）」が「解除」された場合，５時間目からの授業を実施する。

（３）午前 10 時現在，「暴風警報」または「特別警報（各種）」が発令されている場合，「自宅学習」とする。

自宅学習となった日に予定されていた授業の補充については，後日別途連絡する。

（４）上記以外の場合は「平常授業」である。

注意：１．警報または特別警報（各種）が発令されている地域は「滋賀南部」「滋賀北部」「京都南部」のいずれかとする。

ただし，上記以外の地域に居住する者については居住地に警報または特別警報（各種）が発令された場合上記の通りとする。

滋賀南部：大津市南部（堅田以南），草津市，栗東市，守山市，野洲市，近江八幡市，東近江市，湖南市，甲賀市，竜王町，日野町

滋賀北部：大津市北部（志賀以北），高島市，長浜市，米原市，彦根市，多賀町，愛荘町，豊郷町，甲良町

京都南部：京都市，亀岡市以南の市町村

２．警報については，「暴風警報」を基本とし「暴風雪警報」など暴風を伴う警報のみである。「大雨警報」や「洪水警報」など，その他の暴風を伴わない警報が発令されている場合は，十分安全に配慮し登校する。また，特別な事情がある場合には，学校へ連絡して指示に従う。

３．特別警報（各種）は，暴風，大雨，暴風雪，大雪，地震などすべてを指す。なお，解除後は十分安全に配慮し登校する。この場合，地域の状況や交通事情をよく見きわめ，各自で判断するか，学校へ連絡して指示に従う。

４．部活動等の課外活動については上記に準じる。

２．「避難情報（警戒レベル）」関係

令和３年５月２０日から「避難情報」の規定が次のように変更された。

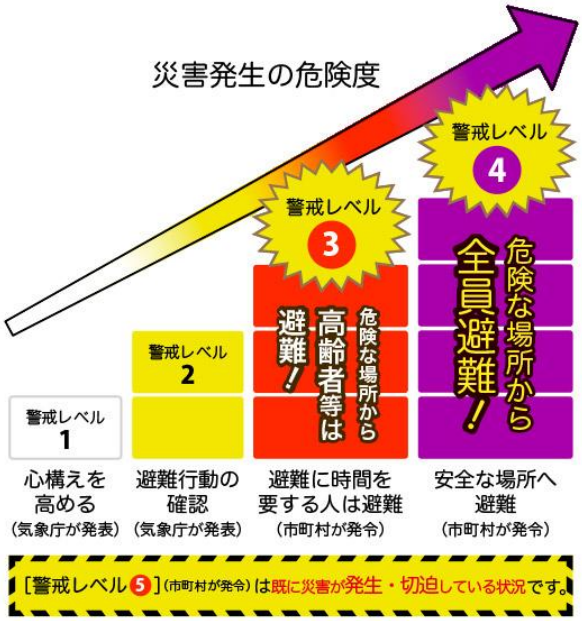

登校判断基準を次の通りとする。

⑴　生徒の居住地域に避難指示「警戒レベル４」以上が発令されている場合は，市町の指示に従う。登校できないときは，「自宅学習扱い」とする。

⑵　通学路が通行困難な状況にあるなど，安全な登下校ができない可能性がある場合は，学校へ連絡して指示に従う。

⑶　本校所在地（大津市朝日が丘）に，避難指示「警戒レベル４」以上が発令されている場合は，ホームページおよび保護者・生徒 Classi にて登校の可否について指示する。

３．JR・私鉄などの運行関係

JR・私鉄などの公共交通機関についての対応は，次の通りとする。

⑴　警報は発令されていないが，災害や計画運休等で JR 琵琶湖線が運休し，バスによる代行も行われていない場合，「自宅待機」とする。JR の上記区間以外での運休や私鉄・バスなど他の交通機関によっても登校が困難な場合，該当する生徒については「自宅待機」とする。

⑵　午前１０時の時点で，引き続き JR 琵琶湖線等が運休していて，私鉄・バス等による代行も行われていないときは，「自宅学習」とする。

⑶　午前１０時までに，JR 琵琶湖線等の運行が再開されるか，私鉄・バスによる代行が行われるようになった場合は，安全に十分留意して登校する。 ただし，午前中のみの活動日は除く。

⑷　その他様々な事態が想定されるため，本校ホームページ・Classi 等で対応を掲示するので必ず確認する。